

【2 釈文】 入之湯湯治人改め方上申（宝曆9年）

（端裏書）

「一」三ヶ村入之湯湯治人改致候ニ付、差上申候扣 平兵衛」

坂本村入之湯湯治人之儀、前々より被ニ仰

付一有レ之、御領分之者当村江懸候得者、

湯治仕候者、右村役人之証文致ニ持参一

間、相改請取置、書附相渡入湯為レ致

候、御他領之者ハ相通不レ申候

一女之儀者、安中御役所江証文ヲ以奉レ願、

御奉行様御裏印物持参仕候間、相改

請取置、書附相渡入湯為レ致候

一右ニ附、安中御奉行様御判鑑、御渡

被レ成候間、請取置申候

一先年 妙儀之女、庄嚴寺奉レ願 入湯仕候留

諸戸村之女、土塩村平兵衛奉レ願

相見江申候、御他領之女ニ御座候間、重而者

右躰之儀御座候ハ、前広ニ奉レ伺候様ニ

可レ仕候、右之趣御尋ニ付申上候、以上

五料村組頭

平次郎印

同 八之丞印

同 六左衛門印

同 甚兵衛印

同 市右衛門印

同 彦右衛門印

同 惣左衛門印

同村名主

平兵衛印

金左衛門印

碓氷御関所

御番頭衆中様

（以下、奥添書）

八月十一日ニ被ニ召出一、十二日ニ小林金兵衛様へ差上申候、其年之当番
金左衛門方」

如レ斯之証文、五料村・土塩村・上増田村三ヶ村より差上申候、是迄ハ女
之通り」

手形、式ヶ村ニハ一切無ニ御座一候ニ付、女之通手形ハ五料村ニ御座候由
文言ニ致、二ヶ村より差上申候」

【2 読み下し文】

(端裏書)

「二三か村入之湯(いりのゆ)湯治(とうじ)人改め致し候に付、差し上げ申し候控 平兵衛」

坂本村入之湯湯治人の儀、前々より仰(おお)せ

付けられこれ有り、御領分の者当村へ懸かり候えば、

湯治仕(つかまつ)り候者、右村役人の証文持参致す

間、相(あい)改め請け取り置き、書附(かきつけ)相渡し入湯致させ

候、御他領の者は相通し申さず候

一女の儀は、安中御役所へ証文を以(もつ)て願ひ奉(たてまつ)り、

御奉行(ぶぎょう)様御裏印物(うらいんもつ)持参仕り候間、相改め

請け取り置き、書附相渡し入湯致させ候

一右に付き、安中御奉行様御判鑑(はんかん)、御渡し

成られ候間、請け取り置き申し候

一先年 妙儀の女、庄厳寺願ひ奉り 入湯仕り候留(とめ)

諸戸村の女、土塩村平兵衛願ひ奉り

相見え申し候、御他領の女に御座候間、重ねては

右躰(てい)の儀御座候はば、前広(まえびろ)に伺い奉り候様に

仕るべく候、右の趣(おもむき)御尋ねに付申し上げ候、以上

五料村組頭(くみがしら)

(一七五九)

宝曆九年卯ノ

八月

平次郎(印)

同 八之丞(印)

同 六左衛門(印)

同 甚兵衛(印)

同 市右衛門(印)

同 彦右衛門(印)

同 惣左衛門(印)

同村名主(なぬし)

平兵衛(印)

金左衛門(印)

碓氷御関所

御番頭(ばんがしら)衆中様

(以下、奥添書)

八月十一日に召し出され、十二日に小林金兵衛様へ差し上げ申し候、其(そ)の年の当番 金左衛門方」

斯(か)くの如(ごと)くの証文、五料村・土塩村・上増田村三か村より

差し上げ申し候、是迄(これまで)は女の通り」

手形、式か村には一切御座無く候に付、女の通り手形は五料村に御座候

由(よし)文言(もんごん)に致し、二か村より差し上げ申し候」